

## 島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議 議事録

1 日 時 令和7年9月22日（月） 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第1、2会議室

3 出 席 者 鉄鋼 機械 電気 自動車 新車

公益代表委員	3	3	3	3	3
--------	---	---	---	---	---

労働者代表委員	2	3	3	2	1
---------	---	---	---	---	---

使用者代表委員	3	3	2	3	3
---------	---	---	---	---	---

(各部会の定数は公労使各3名)

4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出

○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について

○関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について

○最低賃金に関する基礎調査結果について

【係 長】 委員の皆様には、お忙しい中をお集りいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会します。

本日の会議は、9月19日付け専門部会委員の任命後、初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は賃金係長の曾田と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、本日の会議の席次表が1枚。会議資料その1として青いインデックスのナンバー1からナンバー6まで綴じたもの。会議資料その1の中身についてですが、

ナンバー1が両面印刷3枚もので、各専門部会の委員名簿

ナンバー2が1枚もので、最低賃金の改正決定についての諮問文の写し

ナンバー3が合計5枚もので、「鉄鋼」「はん用機械等」「電子部品・デ

「バイス等」 「自動車製造」 「自動車新車小売」 の 5 つの専門部会の最低賃金専門部会運営規程

ナンバー 4 が、 1 枚もので、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋  
ナンバー 5 が、両面印刷 2 枚もので、答申日別最短効力発生予定日一覧表  
ナンバー 6 が、合計 4 枚もので、業務改善助成金のご案内、各種助成金のリーフレット類になります。

次に、会議資料その 2 として、水色のファイルに赤いインデックスのナンバー 1 からナンバー 18 までを綴じた、賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料をとりまとめたものをお配りしております。

なお、本審の審議会委員の皆様には、既に水色のファイルはお配りしておりますので、差し替え分のみをお配りしています。

また、部会別資料として、青のインデックスの No. 1 から No. 3 までをとしたもので、各専門部会別に資料ナンバー 1 「申出書の写し」、資料ナンバー 2 「最低賃金基礎調査結果報告書」と資料ナンバー 3 「参考資料」をお配りしております。

以上が本日配付しております資料です。ご確認をお願いいたします。

( 資料確認 )

【係長】 次に、本日の委員の皆様の出欠状況についてご報告します。

本日は、自動車・同附属品製造業最低賃金の専門部会労働者代表の吉賀委員、それから、電子部品・デバイス等製造業最低賃金の専門部会使用者代表の内田委員から欠席の連絡をいただいております。

まだ数名お見えになっていない委員様もいらっしゃいますが、遅れて来られる委員さんもあろうと思います。

本日の会議は、5 件の専門部会を合同で開催しますところ、5 件の専門部会につきまして、現在の出席状況において、それぞれが最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定にある定足数を満たしており、会議が有効に成立しますことをご報告します。

また、本日の合同会議につきましては、会議公開の原則に基づき会議の傍聴手続きを行いましたところ、傍聴希望は1名で本日1名の方が傍聴しておられますことを併せてご報告します。

それから、本日の会議の議事録については、公開となりますので、ご承知願います。

最初に、議事に入ります前に、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。令和7年9月19日付けで、お手元の会議資料その1の青のインデックスの資料ナンバー1「委員名簿」のとおり任命させていただきました。また、「席次表」を机上資料としてお配りしておりますので、こちらもご確認いただければと思います。本来は、それぞれお名前を読み上げてご紹介すべきですが、この「委員名簿」と「席次表」をもってご紹介に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議次第2、労働基準部長の河野からご挨拶を申し上げます。

【部長】 労働基準部長の河野でございます。

特定最低賃金専門部会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

島根県最低賃金の改正につきましては、9月17日に官報公示も終わり、今回は指定日であります11月17日の発効を待つだけとなりました。現在、改正額の周知と合わせまして、業務改善助成金など最低賃金引上げに向けた支援策の周知広報も行っているところですが、本日からは特定最賃（産業別最賃）の審議をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本年は、「百貨店、総合スーパー」を除く特定最低賃金5業種について改正の申出がございましたが、申出のあった5業種すべてについて改正の必要性ありとの答申をいただいたことを受けまして、9月5日に労働局長より改正決定の調査審議についての諮問を行い、本日の合同会議の開催となった次第でございます。

物価や原材料費の高騰など、取り巻く情勢は厳しいですが、これからそれぞれの専門部会におきまして慎重な金額審議を重ねていただき、最終的には、全会一致の結論点を見出していくとなりますようよろしくお願ひ申し上げます。

【係長】 続きまして、会議次第3の部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は最低賃金法第25条第4項により、公益委員の中から委員が選挙することとされており、これまでには労側委員あるいは使側委員から推薦をいただいております。今年度も各部会の部会長、部会長代理をご推薦いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

どなたかご推薦いただけますでしょうか。

景山委員、よろしくお願ひいたします。

【景山委員】 労働者代表の景山です。よろしくお願ひします。

今年度は労働者側から推薦することですので、私の方から推薦について諮らせていただきます。

まず鉄鋼ですが、部会長に藤本委員、部会長代理に森山委員。

はん用機械等の部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員。

電子部品の部会長に小田川委員、部会長代理に藤本委員。

自動車製造の部会長に小田川委員、部会長代理に森山委員。

新車小売の部会長に松本委員、部会長代理に小田川委員をそれぞれ推薦いたします。

よろしくお願ひします。

【係長】 景山委員より、特定最賃5業種の専門部会委員の部会長、部会長代理について推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議ありません。」)

【係長】 ありがとうございます。それでは確認いたしますが、鉄鋼の部会長に藤本委員、部会長代理に森山委員。はん用機械等の部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員。電子部品・デバイス等の部会長に小田川委員、部会長代理に藤本委員。自動車製造の部会長に小田川委員、部会長代理に森山委員。新車小売の部会長に松本委員、部会長代理に小田川委員。以上となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、以後の部会の進行ですが、本日は5件の特定最低賃金専門部会の合同会議ですので、各部会を代表して、藤本委員に部会長として、松本委員に部会長代理として、以後の会議の進行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「よろしくお願ひします。」)

【係長】 ありがとうございます。それでは、会議次第4ですが、藤本部会長から5件の専門部会を代表して、一言ご挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしくお願ひします。

【部会長】 5つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

先般は、島根県最低賃金の改正審議につきまして、最低賃金を取り巻く事情は大変厳しく、審議が難航し、最終的には採決による結審となり答申をさせていただきました。いよいよ今日からは、特定最低賃金の審議が始まります。改正諮問のありました島根県の主要産業でもあります5業種について、島根県最低賃金の審議と同様に、真摯な議論を重ねていきたいと思いますので、何卒、円滑な審議にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

【部会長】 それでは、早速ですが、議事に移ります。

会議次第5の島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明してください。

【室 長】 青いインデックスの資料ナンバー2の改正決定の諮問に関するこれまでの経過について、説明をさせていただきます。

本年3月4日に労働者を代表する者から、6件の特定最低賃金の改正の意向表明を受けまして、3月14日に第440回審議会が開催されました。事務局では、意向表明を受けまして、6月に最低賃金基礎調査等を実施して資料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、のちほど説明します。

7月以降に、各労働団体から「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」をはじめ、「百貨店、総合スーパー」を除く、5業種につきまして、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出書の提出がありました。それを受けまして9月5日の第444回審議会におきまして、労働局長が改正の必要性について諮問し、必要性検討委員会で検討された結果を踏まえ、申出があった5業種すべてについて、改正の必要性有りとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長に改正の諮問を行いました。その諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項により、5業種それぞれの専門部会が設置され、9月19日付けで各専門部会委員を任命しまして、本日その第1回目の専門部会を合同会議という形で開催しております。

今年度においては、改正の審議を行っていただく5業種のうち、「自動車（新車）小売業」を除く4業種においては、金額のほか、適用労働者の範囲の変更についても申出がなされていますので、この点についてもご審議いただきますようお願いいたします。

それでは今後の審議におきまして、十分に議論をいただき、最後は全会一致で結論が得られるようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいま事務局から経緯について説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】 それでは会議次第6の最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の規定の適用について、事務局から報告してください。

【室長】 資料ナンバー4で最低賃金審議会令の抜粋をお配りしておりますのでご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」という規定で、改めて本審議会を開催し議決する必要がなくなります。なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第6条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定で、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この2つの規定につきましては、9月5日の第444回審議会においてご審議いただき、それぞれの規定の適用が議決されておりますことをご報告いたします。

【部会長】 それでは続きまして、会議次第7の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明してください。

【室長】 最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第7条並びに同施行規則第11条第1項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取の公示を9月5日から9月16日まで行いましたが、意見の提出はありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきましては、最低賃金法施行規則第11条第2項に、関係労使からの意見書の提出のほか、関係労使のうちから適當と認める者をその会議、これは専門部会も含みます。その会議に出席させる等により、意見を聞くものとする旨が規定しております。

したがいまして、この意見聴取の取扱いについて、ご審議をいただきたいと思います。

【部会長】 関係労使からの意見聴取について、如何お考えでしょうか。労使からのご意見などあればお願ひします。

【景山委員】 特段ございませんが、各部会において必要と認められた時には部会長判断で、そのように応じていただければと思います。

【森脇委員】 同じ意見です。

【部会長】 それでは、各専門部会の審議経過の中で必要が生じれば、その時点での意見聴取を検討するということとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 では、そのようにします。

【部会長】 続きまして、会議次第8の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明してください。

【指導官】 本年6月に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」について、ご説明します。

皆様のお手元にある、合同会議、部会別資料をご覧ください。その中に部会別の基礎調査に関する資料をお配りしております。

目次と青インデックスの資料No.1から資料No.3としているものです。

No.1が、担当される特定最低賃金の「申出書（写）」、

No.2が、担当される「特定最低賃金に関する基礎調査結果報告書」

No.3が、「報告書に関する参考資料」としています。

はじめに資料の訂正をご案内いたします。あらかじめ机上にお配りしております「最低賃金に関する基礎調査結果報告書 正誤表」のとおり、資料No.2の3ページ目、第2表の下部の記載に誤りがありましたので、訂正をいたします。訂正後の差替え資料は、2回目以降の専門部会においてお配りさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは資料の説明に入らせていただきます。本日は合同会議のため、各特定最低賃金のデータや資料の詳しい説明は省略し、共通ポイントのみご説明させていただきます。

No.2の結果報告書の1ページを御覧ください。

これは、基礎調査の概要を記載したものになります。

1ページの2(2)に産業とありますが、ここに記載されています、ア～クの8産業を対象として、最低賃金の改正審議のために、本年6月分の給与について調査を行っています。

統計調査は、実績を報告いただくものが、ほとんどですが、基礎調査では、「6月に欠勤がないものと仮定し、満稼動とした支払予定額」を回答していくという調査になっています。

結果報告書の2ページをご覧ください。

この「第1表」は、総務省が実施する令和3年経済センサス調査、以下、センサスと言いますが、センサスから把握した「事業所数」、「労働者数」を、「産業別」、「規模別」に集計したものになります。

この「第1表」で、網掛けした部分が基礎調査の対象です。

「規模」は、「1人～9人」、「10人～29人」、「30人～99人」、「100人以上」と分類しており、「製造業」のみ「1人～99人」までを対象とし、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象としています。

結果報告書の3ページの上段をご覧ください。

「第2表」は、それぞれの特定最低賃金に適用される「事業所数」、「労働者数」を前のページの「第1表」から抜き出したものになります。

なお、「新車小売業」については「小売業」から抜き出しています。

3ページの第2表の一番下にカッコ参考として、各特定最低賃金に適用される部会別の「事業所数」と「労働者数」を記載しています。これは、先ほ

ど訂正のご案内をいたしましたが、正しくは、令和7年3月14日に開催された第440回の本審資料でお示しした数字となっております。

結果報告書の3ページの下段をご覧ください。

「第3表」として、基礎調査の実施状況を記載しています。

上半分が調査対象産業全体の合計、下半分がそれぞれの特定最低賃金が適用される産業の合計となっています。

本年は、全体で1,747事業所へ送付し、920事業所から回答があり、回答率は52.7%でした。

第3表の「調査対象」欄は、センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数であり、これを「母集団」と呼んでいます。

集計しました8,152人分のデータから、母集団となる労働者110,882人に復元したものが、この後に続く賃金分布のデータとなっております。

ここで、青いインデックスの資料No.3の参考資料1をご覧ください。

この基礎調査対象産業一覧表と題する資料は、いわゆる基礎調査の設計図に当たるもので、この表の中央の列を見ますと、40の産業と、百貨店、総合スーパーに分類してあります。

40の産業については、統計上必要となる部数の調査票を確保（回収）し、それを元にセンサスの労働者数に復元しております。調査票の集団の賃金分布は、その母集団、センサスが示す労働者数で復元すれば、その賃金分布を正しく推定できるとされています。

青いインデックスの資料No.2の結果報告書に戻りますが、4ページ以降は、3種類の賃金分布データとなっています。3種類の賃金分布データは、1ページ目が「事業所規模別」と「年齢別」に集計したもの、2ページ目が「男女別を更に年齢別」に集計したもの、3ページ目が「年齢別」を賃金階級ごとに表示したものとなっています。

そして、「調査対象産業計」、「特定最低賃金適用の産業計」、第2表記載の「各産業計」の順で並べてあります。

「調査対象産業計」と「特定最低賃金適用の産業計」の後ろには、労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを挿入しています。

次に、特性値についてご説明します。

資料については、特定最低賃金ごとにページが異なります。

略称で失礼しますが、「鉄鋼」、「自動車製造」と「新車小売業」は、結果報告書の14ページ、「電気」は29ページ、「はん用機械」は32ページ、をご覧ください。

この資料は200人の集団を例に作成したものです。

「第1・何々分位(ぶんい)数」とは、第1・20分位数で説明いたしますと、上の分布図にあるとおり、賃金の低い者から並べて「200人を20等分した5%の10番目ですから、10番目の労働者が属する場合の賃金額を表しています。第1・10分位は10等分の10%で20番目、第1・4分位は4等分の25%で50番目、となります。中位数は200人の真ん中、100番目となります。

「四分位偏差係数」は、分布の両端に影響されない第1・四分位から第3・四分位までの、全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部分の広がりを表しています。上下の分布図右肩に説明書きがありますが、この計算式によって算出いたします。

上の分布図のように、0.25と算出されれば、茶色で色づけした全体の半分、51番目から150番目までの100人の労働者の賃金分布幅が、その上に、うぐいす色で表示された賃金分布幅の25%であるということを意味しております。

下の分布図が示す35%のように係数が大きくなればなるほど、中心の山は低くなり、横に膨れる形となります。このように分布の状態、イメージを表す数値として用いられています。

この特性値につきましては、今ご覧のページの2ページ前の「特性値及び最低賃金未満労働者数」と、今ご覧の次のページの「特性値一覧表」に集計結果を載せておりますので、審議のご参考にしていただければと思います。

次に、青いインデックスの資料ナンバー3の参考資料についてご説明します。

2ページの参考資料は、過去の「未満労働者数」と「未満率」を時系列で一覧表化したものです。

3ページの参考資料3については、資料ナンバー2の結果報告書では10円刻みの賃金分布表となっていますが、最低賃金額未満を一括し、最低賃金額から1円刻みで賃金分布表を出力しております。

左側の賃金分布表の「累積労働者数」と「累積の割合」は、その時間額を含む労働者の数です。右側の影響率は、その時間額に改正すると何%の労働者を引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の賃金分布表では1つ上の行の数値に一致します。

この表で、最賃を何円引き上げれば、全体としてだいたいどのくらいの人数、影響率があるのか審議のご参考にしていただければと思います。

以上で、提出資料のご説明を終わります。

【部会長】 ただいまの説明についてのご質問、ご意見等お受けします。いかがでしょうか。

【景山委員】 ご説明ありがとうございました。

どの業種についてもですが、賃金室長からお話があったように今年度の審議から、適用除外業務について一部変更が起きているということですので、そのことを鑑みれば、最終盤で説明された未満労働者の関係についてより詳しくどういう作業をされている人かということの確認をとる必要があると思われますので、それぞれ第2回以降の部会で事務局からの説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【部会長】 事務局から何かありますでしょうか。

【係長】 承知しました。

【部会長】 そのほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

( なし )

【部会長】 それでは、会議次第9、その他です。委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 それでは、2点ございます。

まず1点目です。特定最低賃金の発効予定日と専門部会の公開について説明させていただきます。

まず、特定最低賃金発効予定日についてですが、会議資料ナンバー5で答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしております。

この表を見ていただくと、一番左の列の「答申（要旨公示）」つまり最賃額が全会一致で結審した日が、例えば9月30日（火曜日）であれば、その右側の各手順を踏んで、最短で11月28日（金曜日）が発効日となります。

なお、この表は、答申から発効まで最短で手続きが進められた場合の日程を示したもので、異議申出があり、その締切日から数日後に本審議会を開催し異議を審議すると、発効日も同様に後ずれしますので、この点をご承知おきください。

次に、2点目は審議会の公開についてです。

令和5年4月の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当である」とされましたことを受けまして、昨年から、公労使三者が集まって議論を行う部分は、率直な意見交換を担保する必要がある場合などを除き、可能な範囲で公開化を行ったところです。

今年度に起きましても、同様に、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開としていきたいと考えておりますので、ご承知おき願

います。

そして今後の専門部会の審議日程ですが、予め皆様の席にお配りしております特定最低賃金専門部会日程スケジュール表のとおり、決めさせていただきましたのでよろしくお願ひします。以上です。

【景山委員】 スケジュール表を出していただいているが、それこれから出された予定に基づいて、なるべく参加者が多いところで設定をいただいたと思いますけど、今日、最終確認を取っておく必要性はあるのではないかと思いますけどいかがでしょうか。

【部会長】 私もそのほうがよろしいと思いますので、この会後、最終確認を取っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

日程の最終確認については、このあとよろしくお願ひします。

それでは第2回以降の各専門部会につきましても、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは以上をもちまして、特定最低賃金専門部会合同会議を閉会します。お疲れさまでした。